

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則

平成19年4月1日

規則第13号

最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の選挙については、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年鹿児島県指令市町村第1022号。以下「規約」という。）第7条から第9条までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。ただし、広域連合事務局長に事故があるとき又は広域連合事務局長が欠けたときは、次の各号に掲げる順位により当該各号に定める者をもって、選挙長に充てる。

- (1) 第1順位 広域連合事務局次長
- (2) 第2順位 広域連合事務局業務課長

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、第5条及び第6条第1項に規定する候補者の届出の受付終了後、広域連合の職員又は関係市町村（規約第2条に定める関係市町村をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(候補者届出の告示等)

第4条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長は、その旨及び候補者の届出の受付開始日（以下「候補者の受付開始日」という。）を、少なくとも候補者の受付開始日の21日前に告示するとともに、関係市町村の長、議会の議長及び規約第8条第1項各号に規定する団体に通知しなければならない。

(団体推薦の候補者の届出)

第5条 規約第8条第1項各号に定める団体が候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前条の規定により告示された候補者の受付開始日から起算して7日以内（鹿児島県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第1号）第1条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。）に、郵便等によることなく、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（様式第1号）によりその旨を選挙長に届け出なければならない。

（個人推薦の候補者の届出）

第6条 規約第8条第1項各号に定める関係市町村の長又は議員の所定の人数の推薦を受けて候補者になろうとする者は、前条に規定する期間に、郵便等によることなく、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者届出書（様式第2号）によりその旨を選挙長に届け出なければならない。この場合において、所属する市町村で通称使用の届出をしており、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙においても同通称の使用を求めようとするときは、通称認定申請書（様式第2の2号）を添えなければならない。

2 前項の候補者届出書には、規約第8条第1項各号に定める関係市町村の長又は議員の所定の人数の推薦書（様式第3号）及び候補者本人であることを確認する書類等を添えなければならない。この場合において、推薦候補者が、自らを推薦することはできない。

3 前項において、広域連合議員の選挙における候補者を推薦しようとする者は、同項に規定する推薦書に署名及び押印しなければならない。

4 第2項に規定する候補者本人であることを確認する書類等は、次の各号の事項が確認できる官公署が発行した書類等とする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 生年月日

5 規約第8条第1項各号に定める関係市町村の長又は議員が候補者を推薦しようとするときは、同一の選挙において2人以上の者を推薦することができない。

6 規約第8条第1項第2号及び第4号に規定する関係市町村の議員の定数の総数は、第4条の規定による告示があった日の前日における議員の条例定数（当該関係市町村の条例により定める定数をいう。ただし、市町村合併により任期及び定数の特例等があるものは、当該特例により定める定数とする。）の総数による。

（関係市町村の議会への通知）

第7条 第5条及び前条第1項に規定する候補者の届出期間を経過し、かつ、届出のあった候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えたときは、選挙長は、直ちに候補者の住所及び氏名等を規約第8条第1項各号の区分に応じた関係市町村の議会の議長に通知しなければならない。

（関係市町村の議会における選挙）

第8条 関係市町村の議会の議長は、前条の規定による通知があったときは、規約第8条第3項の規定により広域連合議員の選挙を行わなければならない。

（開票結果の報告）

第9条 前条の規定により、広域連合議員の選挙を行ったときは、当該関係市町村の議会の議長は、直ちにその開票結果を、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書（様式第4号）により選挙長に報告しなければならない。

（選挙会）

第10条 選挙長は、前条の規定により、全ての関係市町村の議会の議長から開票結果の報告を受けたときは、直ちに選挙会を開き、選挙立会人の立会いの上、各候補者の得票総数を計算しなければならない。

2 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

（当選人）

第11条 当選人の決定は、規約第8条第4項の規定による。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

（無投票当選）

第12条 第5条及び第6条第1項の規定による届出のあった候補者がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、

投票は行わない。

2 前項の規定により投票を行わなくなったときは、選挙長は、直ちにその旨を関係市町村の議会の議長に通知しなければならない。

3 第1項の場合においては、選挙長は、速やかに選挙会を開き、選挙立会人の立会いの上、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(告知及び告示)

第13条 選挙長は、当選人が決まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名等を告示しなければならない。

(当選の効力の発生)

第14条 当選人の当選の効力は、前条の規定による告示があった日から生じるものとする。

(選挙結果の報告)

第15条 前条の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、選挙の結果を直ちに関係市町村の長及び議会の議長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年5月21日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月12日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。